

指 導 事 項		確認欄	
		はい	いいえ
令和5年度指導監査等の重点事項	＝社会福祉法人及び社会福祉施設（第一種社会福祉事業の入所施設）＝		
1 社会福祉法に基づく法人の適正な運営	・ 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。 ・ 評議員、理事、監事について、欠格事由を有する者が選任されていないか。 ・ 理事会の決議を要する事項について決議が行われているか。 ・ 理事長（選任されている場合は業務執行理事を含む）が理事会において、職務執行に関する報告を行っているか。 ・ 会計規模に応じ会計監査人を設置しているか。 ・ 役員報酬基準を作成し、公表しているか。 ・ 定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等を備置き・閲覧の対象とするとともに、ホームページで公表しているか。 ・ 社会福祉充実残額がある場合は、計画を策定し、所轄庁の承認を受けているか。 ・ 地域における公益的な取組を実施しているか。 ・ 会計基準に基づく適正な会計管理を確立しているか。 ・ 適切な職員処遇の確保を行っているか。 ・ 職員へのパワハラ、セクハラ等の問題解決に取り組む体制を確立しているか。		
2 適切な入所者処遇の確保	・ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設については、児童の安全確保に関する計画を策定し、研修及び訓練を実施しているか。 （但し、令和6年3月31日までは努力義務とする。） ・ 虐待防止及び身体拘束廃止のためのマニュアルを作成しているか。また、虐待防止、身体拘束廃止に関する研修等を実施し意識の向上を図っているか。 ・ 事故の未然防止及び発生時の迅速な対応をしているか。 また、発生した場合は県又は市町村に報告をしているか。 ・ 苦情処理体制の充実強化を図っているか。 ・ 衛生管理を徹底させるとともに、職員に対し研修を行っているか。 ・ 感染症を予防するため、適切な感染防止対策を実施しているか。 ・ 入所者預り金管理規程を整備する等、適正に管理しているか。		
3 感染症や防災対策の充実強化	・ 業務継続計画を策定し、研修及び訓練を実施しているか。 （但し、令和6年3月31日までは努力義務とする。） （児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設は努力義務とする。） ・ 防災計画等を作成するとともに、見える場所に設置しているか。 ・ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設において、洪水時等における避難等に関する計画（避難確保計画）を作成し、所在市町村に提出し、訓練を実施しているか。 ・ 災害時に備えたライフライン等の点検はなされているか。		